

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、我々が培ってきた技術や資源を活用し、ゴルフ用品関連事業と健康食品関連事業を通じて「すべての人々が健康に生活できること」を実現することを経営の基本方針としております。

この基本方針のもと、企業の社会的責任の遂行と株主利益の確保のために、コーポレート・ガバナンスが重要な経営上の課題であると位置付け、その強化に努めております。「経営の透明性、公正性及び効率性の確保、適切な情報開示による説明責任の遂行」を基本とし、全社を挙げコンプライアンスへの取組みを積極的に推進しております。同時に、内部統制システムの整備を全社的課題に掲げ、その促進を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社COSMO&Company	3,090,000	25.21
許 京秀	1,104,200	9.01
パインクレスト・アセット・マネジメント合同会社	995,000	8.11
ドリーム8号投資事業有限責任組合	505,509	4.12
日本証券金融株式会社	383,800	3.13
小川 久哉	220,000	1.79
松井証券株式会社	136,900	1.11
福岡 眞二	100,000	0.81
マネックス証券株式会社	72,001	0.58
大西 一男	70,400	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 9 月

業種 その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石上晴康	他の会社の出身者											○
永井猛	他の会社の出身者											○
金錫根	他の会社の出身者					○						○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石上晴康	○	——	直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、当社の経営全般に助力いただくとともに、経営に対する監視・監督機能の強化を図るため。 ＜独立役員指定理由＞ 重要な取引関係が無く、一般株主と利益相反の生じるおそれのある状況には該当していません。中立・公正な立場を保持していると判断しております。
永井猛	○	——	直接会社の経営に関与したことはありませんが、マーケティングの専門家として広範な知見に基づき、当社の経営に有益な助言等をいただくため。

			＜独立役員指定理由＞ 重要な取引関係が無く、一般株主と利益相反の生じるおそれのある状況には該当しておらず、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
金錫根		――	他社の要職を歴任されており、その豊富な見識と経験を当社経営全般の監視に活かしていただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

4 名

監査役の数

3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は清和監査法人を独立監査人として金融商品取引法に基づく連結財務諸表及び財務諸表に関する書類の監査を受けております。また、同監査法人を、会社法に基づく会計監査人として選任しており、監査を受けております。

また、内部監査チームに選任のスタッフを充て、内部監査担当部門として、同チームが、社内各部署に対し、定期的に事業活動の適法性。適正性課題の抽出、改善策の実施状況等を検証しております。また、オブザーバーとして監査役も出席をし、その監査の結果ならびに見解を、代表取締役役へ直接方向しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樋口 俊輔	他の会社の出身者													○
白 洪	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			直接経営に関与されてことはありませんが、公認会計士及び税理士として、上場企業は金融機関の法定監査のほか、財務、経営に関する

樋口 俊輔	○	——	コンサルティング業務等の豊富な経験を有しており、会計に関する高度な専門知識と豊富な知見に基づき、透明性の高い公正な経営監視に向け、有益な指摘や意見をさせていただくため。
白 洪		——	他社の要職を歴任されており、その豊富な見識と経験に基づき、透明性の高い公正な経営監視に向け、有益な指摘や意見をさせていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、通常の役員報酬に対応しているため、ストックオプションなどのインセンティブは実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は社内取締役及び社外取締役の別に報酬総額を開示しております。
前事業年度における、当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下の通りです。
社内取締役の年間報酬総額51百万円、社外取締役の年間報酬総額3百万円(2015年9月期支給)
社内監査役の年間報酬総額 8百万円、社外監査役の年間報酬総額2百万円(2015年9月期支給)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は下記の通りです。

- 業績向上意欲を保持し、また、社内外から優秀な人材の確保が可能な水準であること。
- 経営環境の変化や、外部の客観データ等を考慮し、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランスを勘案した水準であること。
- 役員賞与を含めた約報酬は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で支給すること。

(報酬限度額)
取締役 月額100百万円以内(平成18年12月21日開催、第7回定時株主総会にて決議)
監査役 月額 20百万円以内(平成14年12月30日開催、第3回定時株主総会にて決議)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役が職務を遂行するにあたり、内部監査チームが必要に応じてサポートし、円滑に職務を遂行できる体制としております。

また、取締役会の重要な議案等に関しては、各社外監査役に対し適宜説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は7名で構成されており、7名のうち3名が社外取締役であります。原則として取締役会は毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

監査役会は3名で構成されており、3名のうち、2名が社外監査役であります。取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、取締役の職務執行を監視する体制となっております。

主要会議体等の概要につきましては、以下の通りであります。

（1）リスク管理委員会

代表取締役社長（最高責任者）が選任した主要部署（子会社を含む）の代表者により構成されており、月に1回の開催を原則としております。当委員会は、当社および子会社（関係会社含む）のリスクに対する重要な問題を審議し、リスクに関する教育、意識啓発を行い、内部統制システムを整備、運用する役割を有しております。

2. 監査・監督について

（1）監査役監査について

当社は、会社法に基づく監査役会を設置しており、株主の付託を受けた独立の期間として、取締役の業務遂行を監査しております。また、常勤監査役は、各取締役と定期会合を持ち、社内の重要な会議体等の状況に対し、多角的な視点から、取締役の業務執行を監査するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。なお、内部監査チーム及び監査法人とも相互の情報交換・意見交換を行う等の連結を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

（2）会計監査について

当社は、清和監査法人を独立監査人として金融商品取引法に基づく連結財務諸表及び財務諸表に関する書類の監査を受けております。また、同監査法人を、会社法に基づく会計監査人として選任しており、監査を受けております。なお、会計監査業務を執行する公認会計士は、川田増三氏及び大塚貴史氏であり、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名、そのほか6名となっております。

（3）内部監査について

当社は、内部監査チームを設置しており、専任1名が代表取締役社長直属の組織として、代表取締役が承認した年度監査計画に基づき、業務監査、子会社監査、内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組みを支援しております。

また、監査結果は、代表取締役社長に報告するとともに、監査役に対しても、監査役会を通じて、情報の共有化を図っております。

3. 取締役及び監査役の指名について

取締役の指名については、経営にかかわる技能・知識に加え、人格等の適正を総合的に鑑み、各取締役及び顧問が適切な人物を推薦した上で、候補者を選定しております。また、候補者は、最終的に株主総会の承認を経て、取締役に就任しております。

監査役の指名については、監査役として必要とされる技能・知識に加え、人格等の適正を総合的に鑑み、各取締役、各監査役または顧問が、適切な人物を推薦したうえで、候補者を選定しております。また、候補者は、最終的に株主総会の承認を経て、監査役に就任しております。

4. 報酬決定等の機能について

取締役の報酬決定については、株主総会において決議された総額内にて、経営にかかわる技能・知識・経験等の適正及び業績に対する貢献度等を総合的に鑑み、妥当であると考えられる金額を、取締役会にて協議して決定しております。

監査役の報酬決定については、株主総会において決議された総額内にて、監査役会において協議し、決定しております。

会計監査人の報酬決定については、妥当であると考えられる金額を、取締役会で協議して、監査役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

外部的視点からの経営監視につきましては、3名の社外取締役、及び2名の社外監査役が、取締役会などの重要会議に出席して、取締役の業務執行の状況を、客観的・中立的な立場から、監査しております。また、社外監査役2名が、内部監査を実施する内部監査チームと連携して監査を実施することにより、取締役に対する業務執行の監査の充実に努めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

当社は9月決算でありますことから、3月決算のような、極端な総会の集中日はありませんが、総会開催日の設定にあたっては、出席に関します利便性を考慮しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

ニュース、有価証券報告書、四半期報告書、その他を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

IR活動については、代表取締役社長が、自らこの任にあたり、この実務担当部署として経営管理本部が、これにあたります。IR担当者は、経営管理本部長が、これにあたっております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

その他

特に規程は作成していませんが、コーポレート・ガバナンスの一環として、その基本的考え方として、多様なステークホルダーの利益バランスを考慮した経営を行うことをうたっております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月1日の会社法施行を受け、同年5月30日開催の取締役会において、「会社法及び同施行規約が定める構築すべき体制の整備方針」を決議しました。さらに平成20年1月13日開催の取締役会において、財務報告の信頼性を確保するための「内部統制基本計画書」を決議しました。当社は、内部統制システムを、事業活動の有効性及び効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスを徹底し、事業資産の保全を図るための仕組みとして位置づけています。

1. 取締役の職務が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社全体の業務執行が、適正かつ健全に行われるよう、取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実行性のある内部統制システムの構築と、法令遵守体制の確立に努めています。また、監査役会は、内部統制システムの有効性及び機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めています。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書、その他、職務の執行にかかわる情報を、文書管理規程、稟議規程等の定めるところに従い適切な管理、文書保存規程に従い適切に保存及び管理を行います。役員の要求があるときは、いつでも閲覧に供せるように管理しています。

3. 損失の危機の管理に関する規程、その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を新たに制定し、個々のリスクについての管理部署を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築します。危機が発生・発見された場合には、対策本部を設置するなど、迅速な対応を行い、損害の防止拡大に努めるものとします。監査部門は、定期的に業務執行監査を実施し、損失の危機に繋がらうリスクの洗い出し、評価、リスクに対する対処策状況を確認します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および半年後の経営計画を策定しています。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っています。また、意思決定プロセスの、より一層の適正化を図るため、取締役会への弁護士、公認会計士、及びそのほか専門家の出席を確保しています。

5. 使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、その他社内規程及び社会通念などを遵守した行動をとるための倫理規定、行動規範等の作成作業を推進しており、その周知徹底と規範等の遵守と推進を図っています。

6. 当社、および子会社からなる企業集団における、業務の適正を確保するための体制

内部監査チームを設け、グループに内在する諸問題、または重大なリスクを伴う事象の発見に努め、グループ全体の利益を守る見地から、グループ各社の業務執行の適正化を確保しています。なお、内部監査チームは、当社の内部監査機能も併せ持っています。

7. 監査役が、その補助すべき使用人を置く場合における、当該使用人に関する事項

現時点では、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査スタッフを置く考えであります。

8. 取締役および使用人が、監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、職務執行に関して、重大な法令ないし定款違反、もしくは不正の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、随時、監査役会に報告することになっています。取締役および使用人は、業務運営、あるいは重大な影響を及ぼす決定を行ったときは、遅滞なく監査役会に報告することになっています。また、内部監査チーム・チーム長は、内部監査終了ごとに、監査の方法、及び結果の概要を、監査役会に報告することになっています。

9. その他監査役の監査が効果的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に、会社運営に関する意見交換のほか、意思の疎通を図っております。取締役会は、業務の適正を確保する上で重要と考える業務執行会議への、監査役の出席を確保しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社および子会社は、反社会的勢力・団体・個人とは、一切かわりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針として、反社会的勢力との関係排除に取り組む。

2. 反社会的勢力排除に向けて運用状況

(1) 対応担当者および不当要求防止責任者の設置状況

当社および子会社の対応部署を、当社経営管理本部とし、事案により、関係部署、社外関係者（顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとする。

(2) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

取引先に対しては、必要に応じて、反社会的勢力であるかの調査を実施し、反社会的勢力に関する情報を一元管理する。当該情報により、反社会的勢力が入り込まないように、事前排除の体制を構築・運用する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレートガバナンス体制の強化について、以下の施策を検討しております。

1. 適時開示に関する社内体制

当社の適時開示に関する社内体制につきましては、経営管理本部が一元管理することにより、迅速かつ正確な適時開示の構築に努め、職務執行につきましては、それぞれに担当部門に責任者を配置して、役割と責任の明確化を図っております。

2. 適時開示体制に対するモニタリングの整備

代表取締役社長直轄の内部監査チームが、日常業務等について定期的に監査を行い、会社及び業務執行において、監査役とも連携して、監査機能の強化を図っております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

